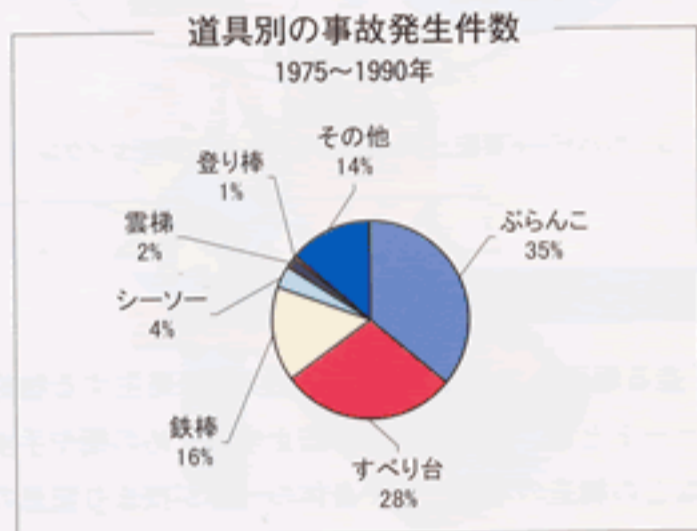


2 遊び場における事故の傾向と 重大事故「転落・衝突・窒息」の原因

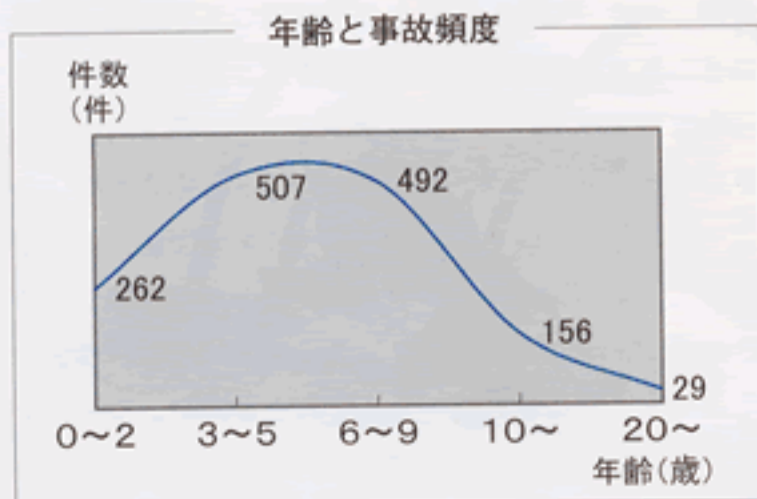
(1) 遊具別の事故傾向

遊び場で起こる重大な事故とは、どのような事故でしょうか。国民生活センター（経済産業省所管）は、全国から遊び場・遊具で起こった事故のデータを収集し、情報を提供しています。事故データを分析すると、遊具別の事故発生件数は、昔から人気も高く設置数が多いという背景もありますが、ぶらんこ、すべり台、鉄棒などの順に多いことが分かります。



(2) 年齢別の事故頻度

負傷した子どもの年齢をみると、身体運動が最も活発になる小学校入学前後の5歳から9歳ぐらいをピークに、その後は徐々に少なくなっています。こうした傾向は、欧米の年間数百万件という膨大なデータベースによる分析でも同様な傾向です。



① 転落・落下事故

国内外の遊具による重大事故を分析すると、最も多い原因として、転落・落下、衝突、窒息の3つがあげられます。特に、すべり台や雲梯（うんてい）などからの転落・落下事故は、多くの国で半数以上を占めており、最もポピュラーな事故原因となっています。高さのある遊具の直下・周辺がコンクリート・アスファルト舗装や堅い土であると、転落・落下による負傷の程度が大きいと考えられます。そこで欧米では、転落・落下時の負傷を軽減するために、遊具の周辺には、衝撃を吸収するために特殊な加工をしたゴムマット、一定の深さの砂・ウッドチップなどを敷設することを安全基準に定めています。



堅い地面への転落

② 衝突事故

子ども同士、遊具や遊具の手すり・柵などへの衝突もさることながら、ぶらんこのように揺れ動く遊具との衝突は、転落・落下に次ぐ典型的な事故の原因です。特に、頭部や顔面の衝突は、重大事故につながります。



ぶらんこでの衝突

③窒息事故

遊び場の遊具で窒息事故が起こるとは、考えにくいかもしれませんが、日本国内のみならず欧米でも深刻な事故原因の一つとされています。欧米の安全基準では、首や身体が挟まるようなハザードを遊具の設計・製造の過程でつくりださないことを定めています。また、劣化により窒息の原因が生じている場合は、速やかに修理することの重要性が示されています。同様に、日本公園施設業協会による安全基準（案）にも盛り込まれています。

窒息事故は、子どもが身に付けているカバン、水筒、マフラー、フードや首周りにひものあるコート、手に持っているロープなど（これらも「ハザード」とされます）が、遊具の先端、亀裂部分、長く飛び出したネジなどに巻き付いたり、引っ掛かって起こります。

つまり、遊具にこのようなハザードがあっても、輪状のベルト・ひも、フードなどを身に付けていなければ窒息事故にはなりません。このように、遊具で遊ぶ時の子どもの持ち物・服装にも注意が必要です。



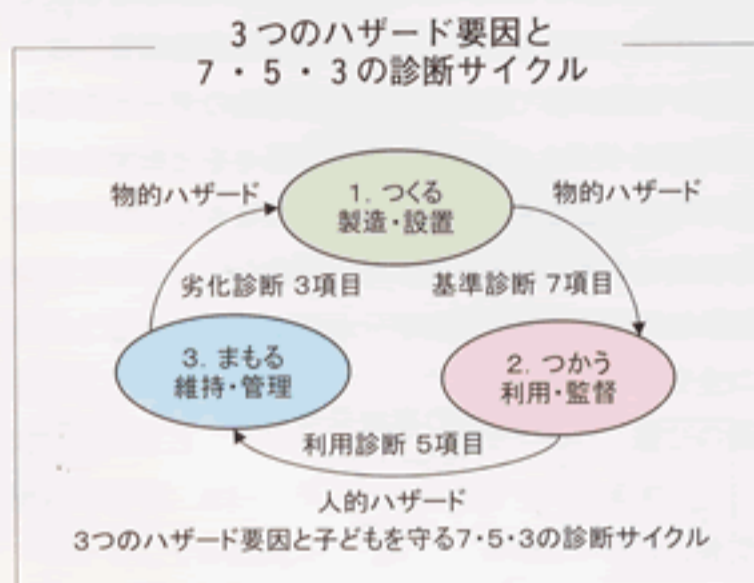
カバンによる窒息

3 重大事故の原因とハザード

(1) つくる・つかう・まもる場面におけるハザード

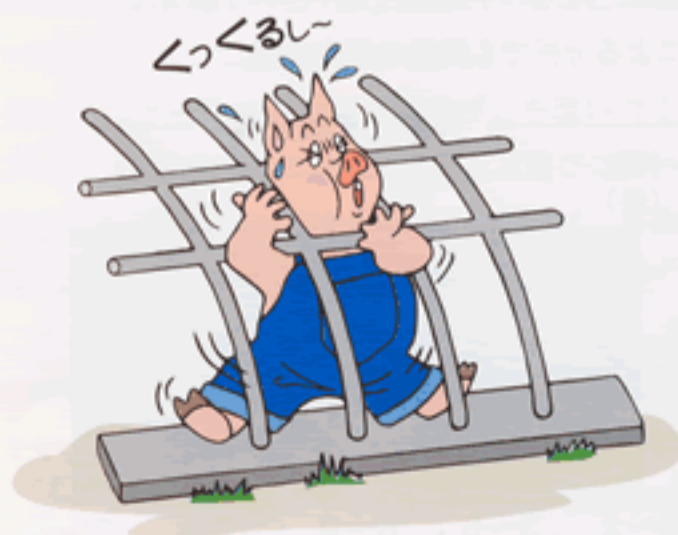
遊具による主な原因について説明しましたが、事故は様々な「ハザード」が複合的に絡み合って発生していることが分かります。そうしたハザードの要因は図（右上）のように、遊具を「つくる（造る）場面<製造・設置段階>」、「つかう（使う）場面<子どもの利用・保護者などによる監督段階>」、「まもる（守る）

場面<安全管理・維持管理段階>」の3つの場面に区分、集約されます。なお、国土交通省の指針では、「造る場面」と「守る場面」でのハザードを「物的ハザード」、「使う場面」におけるハザードを「人的ハザード」として、大きく2つに分けています。



(2) つくる場面の物的ハザード

「造る場面」である製造・設置段階で発生する物的ハザードとは、転落・落下を防止するための柵や手すりなどの構造の不備、首や身体の一部が挟まり窒息の原因となるような開口部、また、転落・落下の可能性がある遊具の周辺がコンクリート・アスファルト舗装、岩があるなど堅い地面であるなどの場合を指します。こうしたハザードは、遊具の製造・設置者が子どもの事故防止に配慮することにより、前もって取り除くことができます。



(3)つかう場面の人的ハザード

遊び場での事故は、物的ハザードだけで起こるわけではなく、窒息事故で説明したように、人的ハザードが加わることによって発生する例が多くあります。

カバンやマフラーなどの持ち物や服装のほかに、年齢、体格や運動能力に合わない遊具で遊ぶことも、人的ハザードです。特に、小学校入学前頃までの子どもは、自分で危険の判断が十分にできません。この頃の子どもの遊び場での事故防止のためには、保護者や監督者が、遊び・動きや遊び場の状況を見守ることが、人的ハザードを取り除くために重要です。



(4)まもる場面の物的ハザード

木製の複合遊具が利用中に倒壊して、子どもがその下敷きになったり、すべり台の金属支柱が根本から折れて、遊んでいた子どもが落下し負傷するなど、遊具の劣化による重大事故は後を断ちません。なぜなら、遊具は製造・設置された時点から、風雨、太陽熱、紫外線、潮風などの影響を受けて錆（さび）たり、腐食などの劣化が生じてきます。また、利用されることにより、摩耗、ネジの緩み、亀裂などの劣化が生じます。このような避けられない劣化は、物的ハザードになりますが、適切なメンテナンスを施すことによって、これらの物的ハザードを取り除くことができます。

ところが、見ただけでも劣化が著しいにもかかわらず、適切な修繕もされていない遊具もあります。こうした遊具の劣化した状況は、明らかな物的ハザード

で、重大事故の原因となることは言うまでもありません。遊び場の管理者だけでなく、保護者や地域住民による普段からの点検と、専門技術者による定期点検や精密点検によって、劣化を早期に発見し、適切なメンテナンスにより劣化による事故を防ぐことが可能です。



※本冊子では、安全規格（遊具の設計・製造・配置やメンテナンス等に関する技術的事項を定めた標準）や遊び場・遊具に関する安全指針をまとめて「安全基準」と表現しています。

基準・利用・劣化診断による ハザードチェックの重要性

欧米では、遊び場の事故防止策の万能薬であるかのように、安全規格や指針が導入されました。しかし、これらはあくまで遊具の製造・設置段階での「物的ハザード」を取り除くための数値基準と方法を示しているにすぎません。つまり、いくら安全基準に沿った遊具が造られたとしても、遊び場の事故防止のための対策は、それだけでは十分ではありません。

なぜなら、遊び場におけるハザードは、そうした遊具を造る場面で生じるだけでなく、子どもが遊具を使う場面における保護・監督者の見守り方などに加え、遊具を劣化などから守る場面でもつくられるからです。

そうした主要なハザードを、「つくる場面（製造・設置段階）」「つかう場面（利用・監督段階）」そして「まもる場面（維持・管理段階）」の場面ごとに整理すると、下の表のようになります。

■つくる場面…遊具を製造、設置する段階において安全基準を遵守しているかどうかは、下の表に示されているような項目を中心に、基準に合っているかを確認するための「基準診断」を実施することが重要です。

■まもる場面…日常的に、遊びと遊具の変化を見守ることが重要であり、そのためには比較的簡単で基本的な「目で確認する方法（目視）」があります。目視では、遊具の部品の内部、埋設された部分などは、確認が難しいために、専門技術者による機器を使った精密な点検や定期的な点検も欠かせません。金属製の支柱などでも設置後、年数を経ているほど劣化が進んでいるために、専門技術者による劣化状態の判断（劣化診断）が必要となってきます。

劣化診断によって異常が発見された場合は、専門技術者の判断により、劣化状況に応じた修繕、あるいは、撤去して新しい遊具との交換が必要な場合もあります。また、その作業の際には、利用中止を含む適切な事故防止の対処が必要です。

こまめな劣化診断をもとに、適切なメンテナンスを施すことで、さまざまな劣化を原因とする事故を防ぐことが可能です。また、遊具を長い期間にわたって使うこともできます。

なお、劣化状態を修繕する際、仕様書と異なるありあわせの部品・部材を使った場合、その部分がハザードになることがあるので、修繕時にも事故防止の配慮が必要です。

診断区分別にみるハザード要因とチェック項目

診断	場面(主な関係者)	ハザード要因	チェック項目
基準 診断	つくる場面 (遊具製造者・設置者)	①尖端・角・縁	鋭利な尖端・角・縁
		②突起・ひっかかり	突起やひっかかり
		③イントラップメント(挟み込み)	頭・首が挟まれるような開口部
		④遊具の基礎部	遊具の支柱等基礎部の露出
		⑤遊具周辺の設置面	コンクリート・アスファルト等の硬質設置面
		⑥遊具の選定	監督者不在の遊び場にふさわしくない遊具
		⑦遊具の配置	事故を誘発するような遊具の配置
利用 診断	つかう場面 (子ども・保護者・ 監督者・引率者)	①異物	ロープ・チェーン等の異物の放置
		②服装・持ち物	カバン・マフラー等を身につけたまま遊ぶ
		③保護者・監督者	子どもの遊び・動きに対する適切な見守りがされていない
		④対象年齢	遊具の利用対象年齢に合わない遊具で遊ぶ
		⑤周囲環境	周辺道路への飛び出しのおそれがある出入口/犯罪に巻き込まれるおそれのある環境
劣化 診断	まもる場面 (管理者・保護者・ 地域住民)	①腐食・損傷・摩耗	腐れ・ひび・砕けなど遊具の劣化、着地部の窪み
		②欠落・欠損・消失	遊具の一部やネジが取れる・消失・緩み
		③汚損	ガラス・ゴミの散乱、落書き、破壊

注：この表では、I～IVで説明されているさまざまな遊び場・遊具による重大事故の原因と考えられる「物的ハザード」と「人的ハザード」について、3つの場面（視点・立場）から整理し、重要なチェック項目を具体的にあげています。（PSN参考）

■つかう場面…保護者や監督者・引率者は、遊び場や遊具の周辺に縄跳びのロープやチェーンなどの異物が放置されていないか、ランドセル、ショルダーバッグ、マフラー、ひもなどを身につけたまま遊んでいないか、脱げやすい靴・サンダルで遊んでいないかなど、子ども利用状況を確認すること（利用診断）も、事故防止のために欠かせません。

このように、遊び場・遊具による事故の防止のためには、遊びの主人公である子どもに、事故防止のために注意するだけでは不十分です。保護者や監督者・引率者など大人が、遊具による子どもの事故防止について認識を深めるために、「親と子の遊び場ハザードマップ」(P.22~23)や「保護者・引率者へのメッセージ」(P.28)の活用をお勧めします。

つくる場面の「基準診断」

遊具を造る場面において、構造上のハザードを取り除くために、安全基準が遵守されているかどうかを確かめるには、「基準診断」を実施しなくてはなりません。そして、子どもを重大事故から守るためには、少なくとも次にあげる7つの項目に関するハザードのチェックをしなければなりません。

①端・角・縁

遊具に先端や鋭利な角や縁があると、刺傷や裂傷の原因になるために先端は作らず、角や縁も丸く、なめらかに仕上げられていなければなりません。特に、鋭利な角・縁が、ぶらんこ等動きを伴う遊具にあって、子どもにぶつかった場合は、刃物で斬りつけられたと同じ状況になってしまうという認識が必要です。

また、子どもの顔の高さに、ネジ・パイプ・横木などの先端が出ていると、何かの拍子で衝突して目や口・歯を強打し、重大大事故になることもあるため注意が必要です。



ネジによる尖端

②突起・引っかかり

遊具には、手・足・指など身体の一部や衣服などが引っかかるような突起や出っ張り部分がないようにしなければなりません。なぜなら、衣服や首に掛けたひも類・ロープやマフラーなどが引っかかり、窒息事故を起こすおそれがあるからです。また、目の高さに突起があると、誤って目に刺さるおそれがあり、階段、プラットフォーム（複合遊具やアスレチック遊具などの高所に設けられた通路）、遊具周辺の地面などに突起があると、子どもがつまずき、転落・転倒事故の原因にもなるので注意が必要です。



すべり台の手すりによる引っかかり



ネジの突起による引っかかり

③エンタラップメント（挟み込み）

遊具の構造上、頭や首が挟まれる可能性のある隙間や空間は「エンタラップメント(わな)」と呼ばれます。そうした空間や隙間は、窒息や頸椎損傷などの重大事故を招くおそれがあるため、重大なハザードです。エンタラップメントを遊具の設計・製造の段階でつからない注意が必要です。実際に、2本のパイプ・横木や板の隙間に頭部、あるいは、ヘルメットやランドセルが挟まる重大・死亡事故が起こっています。



マネキン人形のヘルメットが挟まった状態

④遊具の基礎部

遊び場の遊具の多くは、コンクリートで支柱や遊具の一部が固定されています。この基礎部が露出していると、転倒事故の原因になります。特に、揺れ動いている遊具や回転している遊具の近くでは、遊具やそれで遊んでいる子どもに衝突する事故にもつながり、重大事故を招くおそれがあります。遊具の基礎部は、地中に埋められていなければなりません。

遊具を設置した時は、地中に埋められていても、基礎部周辺の土が遊びによって削り取られたり、雨で流されて露出してきます。基礎部や遊具周辺の地表の状態を確認することも安全点検の重要な視点です。



露出した基礎

⑤遊具周辺の設置面

高さのある遊具から転落・落下することは、年齢差

や落ち方にもよりますが、多くの場合、重大事故につながります。遊具による事故のうち、遊具からの転落・落下が多いことは、1で説明していますが、転落・落下した場合、負傷の程度をできるだけ小さくするためには、遊具の設置面としてコンクリートやアスファルトなどの硬質舗装は相応しくありません。

また、落下する高さがある遊具では、転落・落下による頭部や頸椎などへの衝撃を考えると、土や芝生など自然に近い状態でも危険とされています。欧米の安全基準では、転落・落下する可能性のある遊具では、落下による衝撃を緩和するために、特殊加工のラバー、一定の深さの砂、ウッドチップ(木の削りくず)などの設置面が推奨されています。



コンクリートの設置面

⑥遊具の選定

個々の遊具は、利用者の年齢層や体格、そして運動能力を想定して設計されています。小学生を想定して造られた遊具が幼稚園や保育所に選定、導入されていて、幼児の体格に合わないために、事故につながるケースもあります。遊び場の理念や目的、また利用者の年齢層や運動能力に合った遊具を選定することは、事故を軽減するうえでとても大切です。

ちなみに、欧米の安全基準では、不特定多数の利用が想定され、そのうえ監督者・指導者が常駐していない遊び場に、箱ぶらんこや回旋塔を設置することは、重大事故につながるハザードであるとされています。このように、遊び場の計画、遊具の選定の段階から、事故防止に対する配慮が必要です。



箱ぶらんこで激しく遊ぶ子どもたち

⑦遊具の配置

子どもが遊ぶときに回遊する動線や遊具の周囲にある壁・柵・木などの障害物との間隔に配慮して、遊具が配置されることが必要です。例えば、揺れ動く構造になっているぶらんこが、壁や柵に接近して設置されていると、壁や柵に衝突するハザードになります。

また、ぶらんこの振動方向（前後）と、すべり台の滑り出し口（滑走部の着地部分）が同一線上に向き合っていると、子ども同士または子どもと遊具の衝突事故、接触事故を招く場合があります。



壁際に配置されたすべり台



木の近くに設置された遊具



ぶらんこすべり台の対面設置

つかう場面の「利用診断」

遊具をつかう場面においては、子どもの重大事故に結びつく可能性のあるハザードとして、保護者や監督者は、特に以下の5つのハザードに注意しながら「利用診断」を実施する必要があります。

①異物の持ち込み・放置

遊び場での窒息事故の多くは、ロープや縄跳びなどの異物が持ち込まれたり、放置されることによって2次的に発生しています。こうした異物を発見した場合には、発見者が直ちに除去することが求められます。ガラスびんやガラス・プラスチック・金属の破片、また大きな石なども持ち込まれていることがあります。これらが切り傷・刺し傷、転倒事故、落下事故につながる可能性があるため、遊具の利用前に地表面のほか遊具の踊り場・通路などを確認することが必要です。



砂場にガラスが…

②服装・持ち物

ロープや縄跳びなどの異物と並んで、窒息事故の原因として注意が必要なものは、子どもが首や頭につけているネックレス、マフラー、自転車用安全ヘルメット、また、身につけているフードやひも付きの服装、

そして肩掛けカバン、水筒やランドセルなどです。こうしたものに共通することは、輪のかたちをしたひもやベルトが首や上半身にあることです。これらを身につけたままで遊ぶと、遊具のパイプの先端・ネジなどの突起にからまったり、V字状の亀裂部分に引っ掛かって、首を絞める原因となります。また、脱げやすい靴・サンダルは、転倒や転落による事故の原因になります。



③保護者・監督者による見守り

遊び場では、保護者や引率者・監督者などが、子どもの遊び・動きを見守ることが事故防止の基本です。特に4歳以下の子どもは、危険の判断が十分ではないため、適切な指導や監督が常時必要です。しかし、保護者や監督者等が話しに夢中になって、子どもの様子を見守っていない光景をしばしば見かけます。また、子どもの体力に過剰な期待を持って、年齢や体力に適さない遊ばせ方をする場合もよく見かけます。そうした状況は、重大な事故に結びつくハザードであると言えます。

公園や児童遊園などの遊び場の多くは、管理者や監督者が常駐していませんから、保護者や地域住民がハザードの認識を高めて、重大事故につながる要因を取り除いたり、つぐらないうち配慮することが望まれます。



④対象年齢

遊具は、利用する子どもの年齢層に応じて、おおまかに幼児用と小学生用に分けられ、その体格や運動能

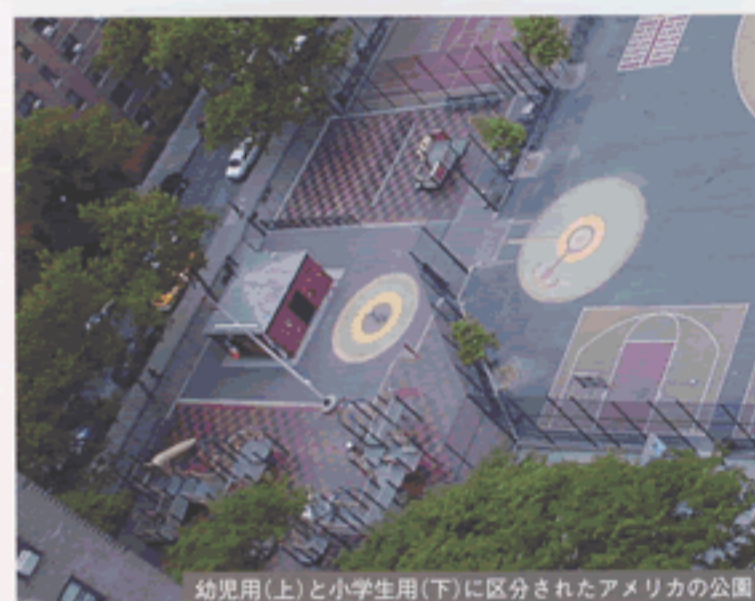
力を想定した設計で造られています。しかし、一般的にそれぞれの遊具には、対象年齢層が表示されていないために、外観からは対象年齢の判断ができない場合があります。そのために昨今は、使用対象年齢の表示が求められています。

また、幼児と運動量の激しい小学生が混在して遊んでいると、衝突したり転落・落下による事故を招く場合もあるので、遊ばせる遊具の対象年齢を把握して、幅を持たせながらも子どもの年齢や運動能力に見合った遊具を利用させる必要があります。

欧米では、体格および運動能力に差が大きい小学校入学年齢の前後で対象年齢を区切って、遊び場のエリア（区域）も大きく2つに分ける方法が主流になっています。



幼児(2~5歳)への利用を限定した香港の公園の看板



幼児用(上)と小学生用(下)に区分されたアメリカの公園

⑤周囲の環境

遊び場における事故は、遊具によるものだけではありません。犬やカラスに噛まれる・つかれる・追い

かけられて転倒するといった事故もあります。遊び場の行き帰りの路上や出入り口での飛び出しなどによる交通事故についても、広く遊び場の事故防止として対象とされる必要があります。

また、遊び場での子どもの安全を考える場合、遊び場での犯罪被害の問題があります。周辺の住宅や道路からの見通し（視認性）が悪い遊び場や遊具、便所などでは、大人からの恐喝、性的いたずら、暴行を受けるなど、犯罪に巻き込まれるおそれもあります。

このように、子どもが遊び場で楽しく安全に遊べるためには、そうした周囲の環境もハザードになることを十分に認識して、遊び場周囲の地域住民との協力のもとに、子どもの遊びと遊び場を見守らなければなりません。

事故などの緊急時の消防・警察や管理者への緊急連絡の方法、連絡先について、分かりやすく表示する必要があります。



ガラスへの注意を促す看板



監視カメラ(右上)の設置された香港の公園

まもる場面の「劣化診断」

遊具は、車や電気製品などの工業製品と同じく、使ううちに徐々にいたんだり、壊れたりします。また、屋外に固定されている遊具は、風雨、太陽光、紫外線、潮風などの影響を受け、それだけでも錆(さび)びたり、もろくなります。

ところが、ひとたび設置されると、その後は劣化の有無を確認するための点検や修繕など何もしなくても良いと勘違いされ、劣化状態が放置されているケースも珍しくありません。

遊び場・遊具を常に安全な状態に維持する「まもる場面」では、以下に示すような3つの典型的な劣化によるハザードを、日常点検や遊具の状態、耐用年数などに応じた専門技術者による定期点検、精密点検の「劣化診断」によって速やかに発見し、事故の起こる前に適切な修繕を施す必要があります。

①腐食・損傷・摩耗

遊具は主に金属、木材、プラスチックなどの材料を組み合わせられて造られています。木材や金属などの内側の腐食は、外観からは判断しにくく、専門技術者による診断が不可欠です。



腐食したぶらんこの支柱



亀裂の入ったプラスチック遊具

②欠落・欠損・消失

劣化によって、手すりや落下防止柵、支柱など、遊具の一部が欠落あるいは欠損している状態は、転落・落下事故に加え、切り傷などの原因になります。また、遊具の各部分の接続や固定に使われているネジやボルトなどが抜け落ちている場合も、遊具の倒壊や落下などの大きな事故につながります。こうしたハザードは、直ちに修繕するなど、適切なメンテナンスを施す必要があります。



はずれた手すり



取れなかったネジ

③汚損

遊具は、自然による劣化だけでなく、破壊、落書き、火遊びといった人為的な汚損によっても劣化します。汚損は、劣化した遊具が危険であるばかりではなく、そうした人為的な行為が遊び場で行われること自体が、別の犯罪につながるハザードです。防犯上、警察や地域住民等と連携した対処も必要です。



壁の落書き



燃やされた木製遊具



割られたプラスチックの窓

III

素材別に見るハザードチェックのポイント

母親クラブなど専門的な技術をもたないボランティアが、遊具の点検（ハザードチェック）を行うに当たって、専門技術者による点検の内容や方法を理解しておくことも参考になると思います。ここでは、専門技術者による点検の概要について説明します。

専門技術者が遊具の安全を点検するときのハザードチェック（診断方法）には、基準診断と劣化診断の2つがあります。

基準診断…遊具の安全性に関する安全基準を充たしているかを中心に診断することを言います。診断は、安全基準という客観的事実に対して、過去の事故事例などを踏まえ、事故の頻度と有害性の高さを考慮して判定します。

劣化診断…部品や部材（材料）の利用や、経年変化による劣化を主に診断します。診断は、材料別に金属系、木質系、樹脂系に分けて行います。

日本公園施設業協会による「安全規準(案)」が作られる前に、製造・設置された遊具のなかには、この規準(案)に適合していないものもあります。そうしたものが直ちに事故につながるわけではなく、むしろ報告されている遊具による重大事故の多くは、劣化を主な原因としているものです。なぜなら、遊具は様々な材料で構成された耐久消費財で、特に屋外に常設されている遊具は、既に説明したように太陽光や風雨など自然の影響を受け、使われていなくても劣化が進みます。

そこで、遊具に使われている代表的な材料の性質や劣化傾向を知ることは、劣化によるハザードを予防したり、早期に発見するうえでも重要です。また、劣化した遊具も軽いうちに適切に対処すれば、コストも低く、遊具もより長持ちします。ここでは遊具に使われているポピュラーな材料を例に、その劣化傾向を説明しましょう。

金属類(鉄)の劣化傾向

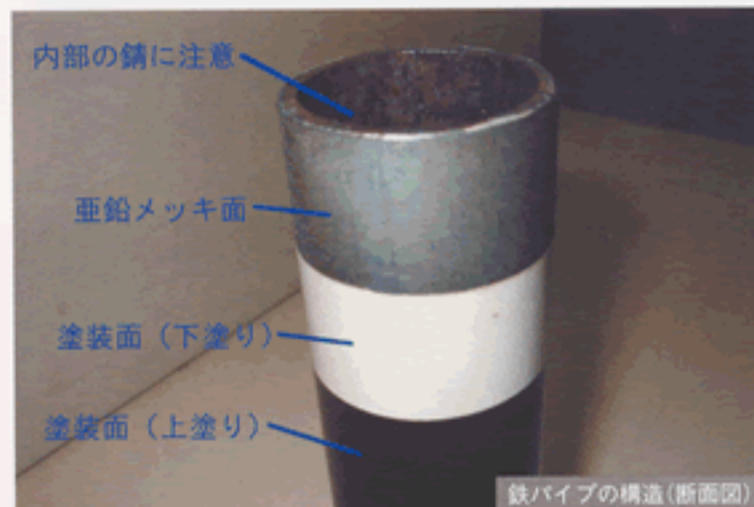
鉄は、最も一般的に遊具に用いられている素材です。一口に鉄といっても実は様々な種類があり、用途や形状によって使い分けています。ただし、どんな鉄でもそのままではすぐ錆びてしまいます。なぜなら、鉄は通常金属としては存在しておらず、人間が無理や

り加熱還元という方法で酸素を取り除いて造っています。ですから、非常に不安定であり、錆びるということは鉄が安定した状態に戻ろうとすることなのです。

鉄は、水分と酸素のはたらきで錆びるので、水と酸素（空気）を遮断すれば錆びを防ぐことができます。錆を防ぐための最も手軽な方法は「塗装」、つまり、鉄の表面にペンキを塗ることです。ただし、単に塗れば良いと言うものではありません。美観だけでなく防錆という機能を発揮させるために、適切な塗料の選択と素地調整、塗装技術とが必要です。

また、遊具に多く使用されているパイプ材は、内部からの錆び（腐食）にも注意しなければなりません。

ペンキを塗り重ねて、外観は一見キレイに見えても、支柱に使われていた太いパイプ材の内部がボロボロに腐食していたために支柱が折れ、遊具が倒れたという例が過去にあります。この例でも分かるように、目だけに頼った外観からの点検だけでは判断が難しいため、専門技術者による診断が必要です。



最近の遊具に使用されている鉄は、亜鉛メッキなどの表面処理が施されています。これは、水分によって起こる変化を亜鉛によって防ぐという方法です。亜鉛が表面にある間、鉄は保護されていますが、亜鉛は少しずつ流出し続けます。また、近年ステンレスやアルミニウムといった素材も多く使われています。



腐食した金属の支柱



腐食してボロボロになった遊具の支柱

木質類(木)の劣化傾向

木は、日本人に最も親しまれている素材の一つです。屋外で使用される木の劣化は、腐朽（木が腐ること）、蟻害（虫害）、カビによる表面の汚染、紫外線と風雨による風化などがあります。この中でも特に腐朽、蟻害（虫害）は、主に構造材の強度面の安全性に関わってきます。

ところで、木はなぜ腐朽するのでしょうか。これは、主として木材腐朽菌が、木材を食べて繁殖することによって起きます。その他、軟腐朽菌と呼ばれる木材加害菌は、水分が多く酸素の極めて少ない木材に繁殖し、その表面がスポンジのように軟らかくなっていることが多いために、こう呼ばれています。

次に、遊具を倒壊させるほどの被害を及ぼすものに、シロアリがあります。シロアリは、含水率が30%以上の木材を好みます。特にヤマトシロアリは、生息に適する条件が腐朽菌と類似するため、食害と腐朽とが同時進行する場合があります。

こうした木材の腐朽は、内部から進行する場合もあり、実際に倒壊した木製遊具も、外観からは腐朽を確認することができなたったものが多く、専門技術者でないと劣化の診断は難しいと言えます。



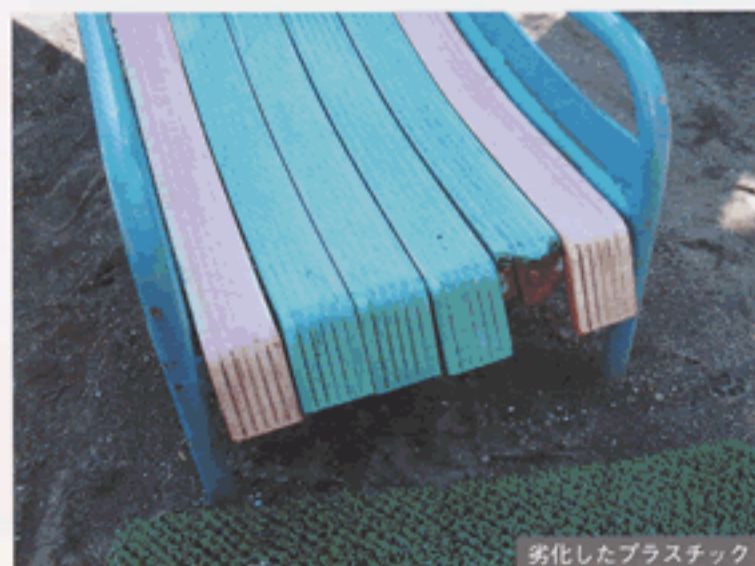
腐食した木製遊具

一般的に、腐朽や食害を防ぐために、製造過程で「防腐・防蟻剤」と呼ばれる薬品を注入したり、塗布したりして腐朽菌やシロア리를駆除します。ところが、最近は環境ホルモンへの配慮が必要になっており、遊具の場合、子どもが直接接触することから、毒性の強い薬剤は使用できなくなってきました。このようなことから、屋外常設の遊具に木の持つ柔らかさや温かさ等の優れた特性を活かすには、木材を消耗品と考え、こまめに劣化診断を実施し、手入れや交換をすることが不可欠です。

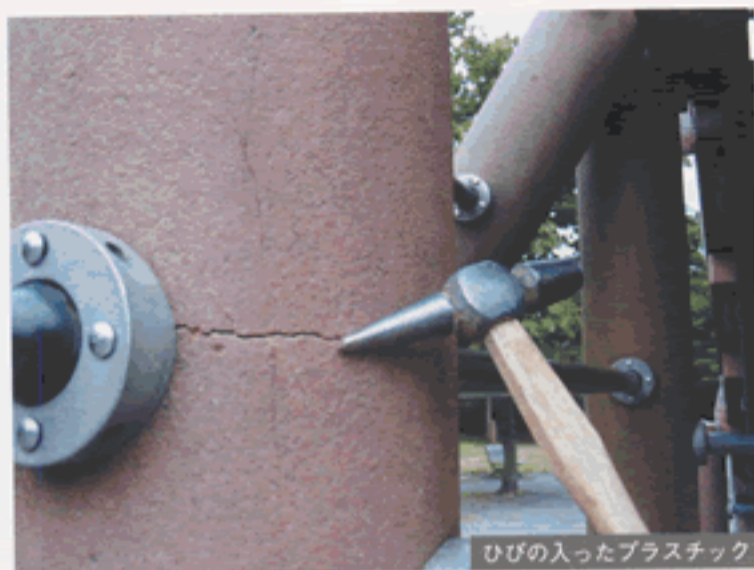
樹脂類(プラスチック・ゴムなど)の劣化傾向

遊具に用いられるプラスチックやゴムには、様々な種類があります。一般的には熱に弱く、紫外線による割れ、ひび割れ（例：プラスチック材料を固定するボルト周辺部、透明な窓など）、変形や凹凸（例：プラスチック材料の中央部やプラスチック材料同士の接合部など）、著しい退色（色あせ）などの劣化が生じます。これらの異常があった場合には必要に応じて、管理者に報告し適切な対応を施すことが必要です。

また、遊具の一部が火遊び等により燃やされたり、穴が空けられていることもあります。特に、子どもの手足や身体が触れる部分にそのような状態があると、擦り傷や刺し傷などに結びつきます。踊り場のプラスチック柵などにおいては、材料の強度が低下して、転落・落下事故の原因にもなります。



劣化したプラスチック

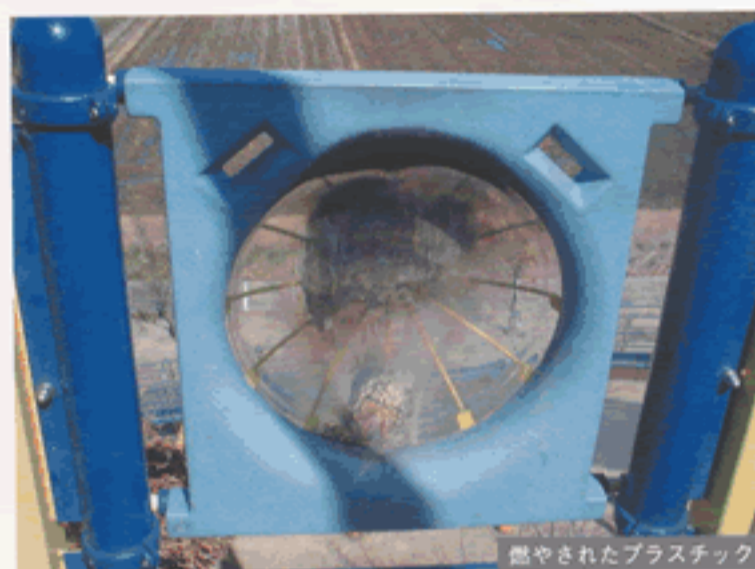


人的要因(落書き・破壊行為など汚損)の劣化傾向

屋外に常設される遊具の劣化のひとつに、汚損と呼ばれる人為的な行為があります。バットのようなもので叩かれて曲がった遊具の柱、割られたプラスチック製のパネル、火遊びにより燃やされた木材やプラスチックなど、材料の種類に限らず、多くの例が見られます。こうした遊具の破壊的行為や落書き、ゴミの散乱等の汚損は、放置しておくとはエスカレートする傾向があり、遊び場の事故防止の面からも初期段階で対処することが大切です。

過去の事例として、公園のプラスチック遊具が燃やされ炎上し、隣家まで延焼するという事件がありました。遊具の材料として燃えにくい材料を使用することも重要ですが、単に燃えにくくすると、逆に有毒ガスを発生するなど新たな問題が起こる場合があります。特に夏季は、公園での花火遊び、火遊びが多くなるので注意が必要です。

遊び場での安全管理は、地域住民の協力なくしてはありえません。マナーの問題で済んでいるうちに、遊び場に利用表示板を設けたり、自治会報等により利用者へ働きかけることが望まれます。



社団法人日本公園施設業協会（以下、JPFA）より、「遊具の安全に関する規準（案）JPFA-S:2002」が一般に公開されました（平成14年10月）。子どもの遊び場における重大事故を予防するために、設計・製造・施工・維持管理の各段階における「物的ハザード」の除去を目的としてまとめてあります。

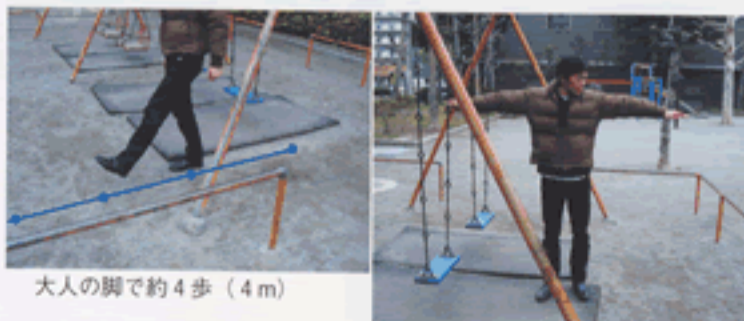
しかし、安全規準（案）が公開、導入されても、それだけでは子どもの事故はなくなりません。なぜなら、人的ハザードの問題や幼児の利用において、特に保護者の遊び場・遊具による事故や事故防止に対する認識が重要になってくるからです。人の造るものに完璧なものはなく、特に、屋外に常設された遊具は、自然の影響を受けながら日々、変化（劣化）しています。昨日は大丈夫そうだった遊具が、一夜のうちに倒壊することもあります。また、多くの遊び場は、夜間でも人の出入り・通行があり、事故の原因になるものが持ち込まれたり、遊具を破損させるような行為もあります。

保護者・引率者は是非、子どもを遊具で遊ばせる前に、以下にあげるハザードチェックをしてください。

1. ぶらんこ

子どもにもっとも人気のある遊具ですが、事故が多いのも事実です。

- 先ず遊具全体を見回しましょう。
 - 周囲に十分な空間がありますか。
 - 境界柵（安全柵）が極端に近くにありませんか。
- ※ 梁部（ぶらんこを吊っている上部）の真下から大人の脚で約4歩（4m）程度の範囲には障害物が無いのが理想です。



大人の脚で約4歩（4m）

または鎖を握って両手を広げた距離（約身長分）の2.5倍の距離

この範囲を、安全領域の目安として、障害物や危険なものが落ちていないか確認してください。

- 吊り席（腰掛ける板）の下に、石ころやガラスの破片など落ちていませんか。

※ 落ちている場合は取り除いてください。

※ 岩・大きな石が地面に露出しているような場合は、管理者に報告しましょう。

- 吊り席は、まっすぐ平行になっていますか。

※ 鎖がねじれていたりすると、吊り席はまっすぐになっていません。戻せるようであれば鎖のねじれを戻しましょう。

※ ねじれたまま使用すると鎖が切れることもあります。

※ 鎖のねじれが無いのに吊り席が斜めになっている場合は、鎖の摩耗や吊り金具（回転軸部）の摩耗、損傷によるものですから、気づいたら管理者に報告しましょう。



鎖がねじれていると吊り席はまっすぐになりません。



戻せるようであれば、鎖のねじれを戻しましょう。吊り席を鎖の間を過すように回してみてください。さらに、ねじれるようなら逆方向に回してみてください。

- 鎖の握る部分（主に鎖）が、指を挟んだり、手を切ったりするような危険性がないか確認しましょう。

- 地面と吊り席は、子どもの身体が挟まれない隙間が必要で、10歳前後の子どもが腰掛けて、「かかと」が数センチ程度浮く高さです。



摩耗したぶらんこの鎖と台座の損傷

- 利用上の注意点…特に幼児は握力が弱いので、しっかりと鎖を握るように繰り返し教えましょう。
- 保護者が後ろから押す場合…子どもの身体を押さずに、吊り席の部分を押すようにしましょう。
- 子どもと向かい合って押す場合…子どもの膝（ひざ）の辺りをゆっくりと押しましょう。



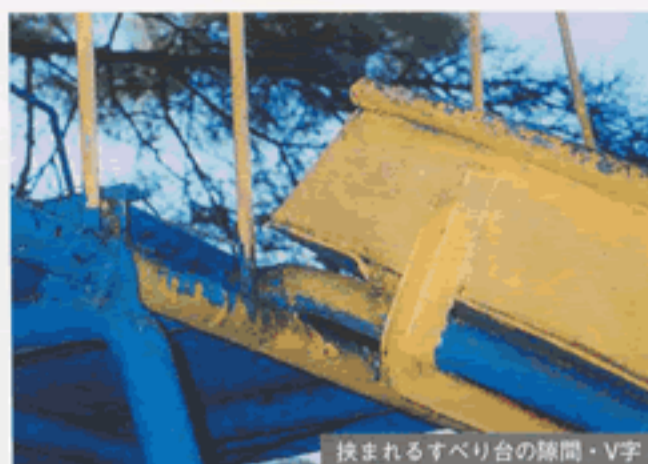
激しい乗り方と幼児

- 子どもは夢中になると周囲のことが目に入らなくなります。特に「立ちこぎ」や「二人乗り」をして激しく漕いでいる場合は、幼児を近づけないように、保護者は十分に注意をしましょう。

2. すべり台

ぶらんこと同様に子どもにとって人気が高い遊具ですが、転落や衝突などによる負傷も多い遊具です。

- 遊具全体を見回して、周囲に十分な空間がありますか。
- 踊り場の上に、樹木の枝が伸びて、子どもが容易に触れるような状態になっていませんか。
- 遊具の周りに、石ころやガラスの破片などは落ちてはいませんか。
※落ちている場合には取り除きましょう。
- 踊り場とすべり面の間にカバンのひもやマフラーなどが絡まるようなパイプ・柱の飛び出し、隙間、V字型の亀裂はありませんか。
※遊具で遊ぶ時には、これらのものを身につけたり持ったりしないように指導することは、窒息による事故を防ぐためにとっても大切です。
また、隙間・V字型の亀裂が大きな事故につながる可能性があります。



挟まれるすべり台の隙間・V字

- 鉄製のすべり面…周辺（側面の板）に錆が出て、大きな指が入るような穴はありませんか。
※すべり台の材質には、主に鉄製と樹脂製があります。鉄製のすべり台では、すべり面の周辺（側面の板）が錆びて腐食し、手の指が入るような穴ができていて古い滑り台も少なくありません。子どもが滑る際に、このような穴に指が触れたり衣服の一部が接触したりして、負傷することがありますので注意して観てください。



側面の錆

- 樹脂製のすべり面…すべり面が割れていたり、大きな凹凸はありませんか。
- 踊り場の柵、階段の踏み板、手すりなどが壊れていませんか、ガタついていませんか。
※壊れていたり、ガタついていると、転落・落下事故につながる可能性があります。
- 夏季は外気温が30度近くなり、直射日光が当たっている遊具は、表面温度が50度を超えることがあります。すべり台での遊びは、素肌が直接接触するために「やけど」をする場合があります。直射日光が当たっていなければ、外気温以上に表面温度が上がることはありませんが、保護者が滑り面の温度を手で触って確認しましょう。

○空気が乾燥する冬季には、静電気が発生することがあり、子どもはパチパチと音を発する放電に驚いて、事故を誘発することがあります。

静電気は、化学繊維を含まない衣服を着用することで、ある程度低減できます。

○砂場に、すべり台の着地点がある遊び場をよく見かけます。砂遊びをしている子どもたちのところに、勢いよく滑り降りてくる子どもがいると、衝突・接触による事故が起こります。このような遊び場では、すべり台と砂場で遊んでいる双方の子どもたちの動きに注意の目を向けて、滑り降りてくる子どもに「ちょっと待って」「スピードを落として」などと注意を促したり、すべり台の着地部から離れた所で遊ばせるなど、周辺にいる大人たちがお互いに遊び場の子どもたちを見守ることが大切です。

○砂が減っていると、滑り面（着地部）が砂面から高くなっているために、着地時に滑り面の縁で頭や腰・背中を負傷することがありますから、管理者に報告しましょう。



砂の減ったすべり台の着地部分

3. スプリング遊具

幼児の人気遊具です。

□遊具全体を見回しましょう。

□周囲に十分なスペースがありますか。

※大人の脚で大きく一步（約1.5m）の範囲に障害物が無いことが理想的です。

※石ころやガラスの破片などが落ちていたら取り除きましょう。

□子どもが乗る部分（着座部）がガタついていませんか。

※ガタついていたたり、破損しているような場合は、利用をやめて管理者に報告しましょう。



着座部の外れたスプリング遊具

○動物の形をした着座部などでは、耳、首、角などが突起部となっている場合があります。遊具が揺れ動いて子どもが顎（あご）、目、口・歯をぶつけないように注意しましょう。



突起部となっている耳

○利用上の注意…一人乗りのスプリング遊具には、決して二人以上乗せないでください。

※幼児用のスプリング遊具の多くは、体重35kg

程度を目安に設計されていますから、これ以上の重さになるとスプリングが折れることもあります。

※大人は決して幼児用に造られているスプリング遊具に乗らないでください。

4. シーソー

子どもたちが協力して遊ぶ人気遊具です。

□先ず遊具全体を見回してください。

□周囲に十分なスペースがありますか。

※大人の脚で大きく一歩半（約1.8m）の範囲に障害物が無いことが理想的です。

※石ころやガラスの破片が落ちていれば取り除きましょう。

□シーソーの乗る部分（腕部）が、ガタついていませんか。

※上下以外の方向に動く場合（左右に動く・ねじれたりする）は、支点部に不具合がある可能性がありますので、管理者に報告しましょう。



○利用上の注意…シーソーは通常一人では遊ぶことが出来ず、相手と声を掛け合いながら共遊することを体験する最初の遊具です。単に“シーソーで遊べる”ということと、“相手のことも考えながら遊べる”ということは違います。

勝手に飛び降りたりすると自分が負傷をするだけでなく、相手も負傷させてしまうこともあります。幼児だけで遊ばせる場合は、保護者がシーソーの近くで見守るようにしてください。

5. 複合遊具(コンビネーション遊具)

複合遊具は、つり橋、ネット、登り棒やすべり台など、複数の遊具が組み合わさっており、連続した遊びができるとても人気のある遊具です。また、大きさや使われている材質も様々です。チェックポイントは、これまで紹介してきた代表的な遊具と基本的に同じです。

□遊具全体を見回し、周囲に十分なスペース（大人の脚で大きく2歩程度）がありますか。

※その範囲に、石ころやガラスの破片などが落ちていたら取り除きましょう。

○特に複合遊具では、遊具の外側から無理に登ろうとし、ロープや縄跳びひもなどを柵等に結んで使うことがあります。遊んでいる子ども自身のほか、その後に来た子どもが誤って首に巻き付け、重大事故になった事例もあります。

※ロープ・ひも類が結ばれていたり、放置されていたら、速やかに取り除きましょう。

※ロープ・ひも類を遊具に結んで遊ばないように指導しましょう。



物的ハザードの有無については、次のような点について点検を行います。

①踊り場の柵や手すりなどが壊れたり、ガタついていないか。

②ロープやネットがほつれたり、切れたりしていないか。



- ③柱などを押しても大きなぐらつきはないか。
- ④身体の一部が触れる部分の木材のささくれやボルトの引っ張り出しは無いかな。



○遊具の利用状況として、登ってはいけない部分（例えば、タイヤぶらんこの梁の上など）に子どもが登っていた形跡はないか、についても観てください。仮に容易に登れる構造であれば、落下事故を予防する観点から、柵等で動線を区切るなどの対策を講じる必要があると考えられます。こうした点について点検し、異常があれば管理者に報告しましょう。

以上、代表的な遊具の利用前の点検について説明しましたが、鉄棒やジャングルジムなどその他の遊具についても、同様に目視・触診（手で触る）・聴診（動く構造の部分を動かして異常な音がするかを確認する）等により、一般的な物的ハザードの有無について確認してみましょう。

このような利用前の保護者・引率者ができる点検が

なされている前提で、子どもたちは、遊びのルールを守りつつ“ほどよい緊張感”をもって遊具で楽しく遊ぶことができるのです。

また、子どもにも年齢に応じて、自ら遊具の安全を確認して、安全に遊び場で遊ぶことを伝えていきたいものです。



ハザードチェックリスト7・5・3

遊び場の名称

安全点検実施日時

月

日

時頃

点検代表者名

※チェック項目に該当する遊具等が見つかった場合は、チェック欄 に印を付け、遊具・設備名および遊具の部位、不具合な状態を記入してください。

No.	診断	ハザード	チェック項目	<input type="checkbox"/>	不具合の見つかった遊具設備名・部位
1	基準診断	①尖端・角・縁	鋭利な尖端・角・縁がある		
2		②突起・ひっかかり	突起やひっかかりがある		
3		③エンタラップメント(挟み込み)	挟み込まれるような開口部がある		
4		④遊具基礎	遊具の基礎が露出している		
5		⑤設置面	転落の可能性がある設置面が硬い		
6		⑥遊具選定	監督者不在の遊び場にふさわしくない遊具が設置されている		
7		⑦遊具配置	事故を誘発するような遊具の配置		
8	利用診断	①異物	ロープやチェーン等の異物が放置されている		
9		②服装・持ち物	カバン・マフラーを身につけたまま遊んでいる		
10		③保護者・監督者	幼児に適切な監督がなされていない		
11		④対象年齢	遊具の利用対象年齢に合わない遊具で遊ぶ		
12		⑤周囲環境	飛び出しや周辺から見えにくい状況がある		
13	劣化診断	①腐食・損傷・摩耗	腐れ・ひび・砕けなど遊具の劣化/着地部の窪み		
14		②欠落・欠損・消失	遊具の一部やネジが取れる・消失・緩み		
15		③汚損	ガラス、ゴミが散乱し、落書き、破壊されている		

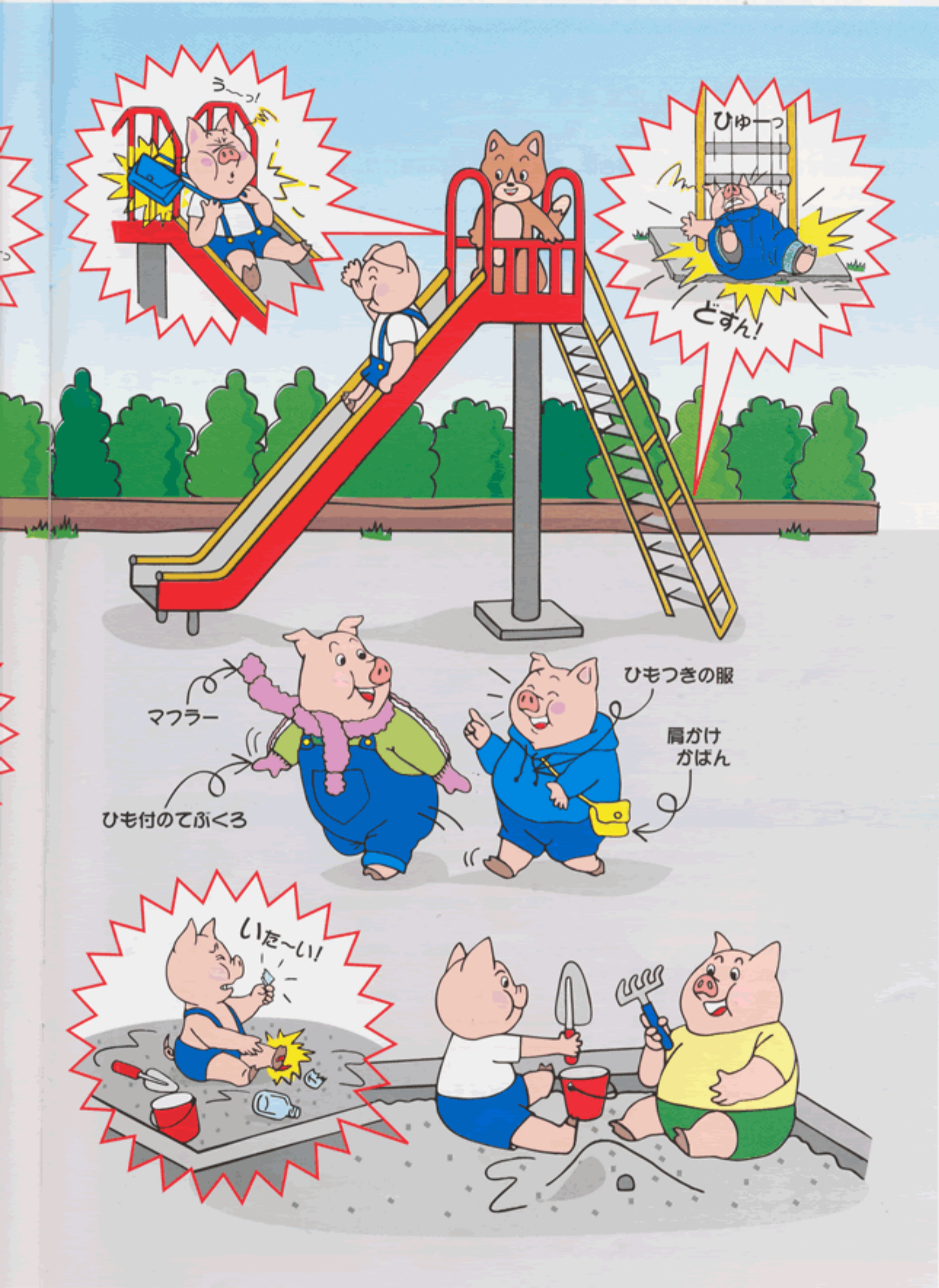
PSN(Playground Safety Network)参考

親と子の遊び場ハザードマップ

戸外での豊かな遊びの体験は、膝の上でお母さんに絵本を読んで貰ったり、昔話を聞かせてもらったりするのと同じ、子どもの成長・発達に欠かすことのできない体験で、大人なら誰しも、かつて自分が子どもだった頃を思い起こすと、蘇ってくる原体験があるでしょう。今日では、残念ながらそうした体験が激減しているという報告があります。そこで、多くの子どもに豊かな遊びの体験をたくさんして欲しいという願いから、イラストを提供しました。お母さんやお父さんの膝の上で、このイラストを見せながら、わんぱくな「三匹のこぶた」たちの「楽しさ」と「危なさ」に気づかせてあげてください。

平田 昭吾





遊び場の名称	〇〇〇〇児童遊園			点検代表者名	〇〇〇〇	
安全点検実施日時	〇〇	月	〇〇	日	〇	時頃

※チェック項目に該当する遊具等が見つかった場合は、チェック欄 に印を付け、遊具・設備名および遊具の部位を記入して下さい。

No.	診断	ハザード	チェック項目	<input checked="" type="checkbox"/>	不具合の見つかった遊具設備名・部位
1	基準診断	①尖端・角・縁	鋭利な尖端・角・縁がある		
2		②突起・ひっかかり	突起やひっかかりがある		
3		③エンラップメント(挟み込み)	挟み込まれるような開口部がある		
4		④遊具基礎	遊具の基礎が露出している	<input checked="" type="checkbox"/>	ぶらんこ 基礎部2カ所が20cmほど露出
5		⑤設置面	転落の可能性がある設置面が硬い		
6		⑥遊具選定	監督者不在の遊び場にふさわしくない遊具が設置されている		
7		⑦遊具配置	事故を誘発するような遊具の配置		
8	利用診断	①異物	ロープやチェーン等の異物が放置されている		
9		②服装・持ち物	カバン・マフラーを身につけたまま遊んでいる		
10		③保護者・監督者	幼児に適切な監督がなされていない		
11		④対象年齢	遊具の利用対象年齢に合わない遊具で遊ぶ		
12		⑤周囲環境	飛び出しや周辺から見えにくい状況がある。		
13	劣化診断	①腐食・損傷・摩耗	腐れ・ひび・砕けなど遊具の劣化/着地部の窪み	<input checked="" type="checkbox"/>	ぶらんこ 座部のゴム製カバーの一部剥がれ
14		②欠落・欠損・消失	遊具の一部やネジが取れる・消失・緩み	<input checked="" type="checkbox"/>	シーソー 2ヶ所の柄がぐらついている
15		③汚損	ガラス、ゴミが散乱し、落書き、破壊されている		

解 説

- ◆この表では、遊び場・遊具による重大事故の原因と考えられる「物的ハザード」と「人的ハザード」について、次の3つの診断区分・場面(視点・立場)から整理し、重要なチェック項目を具体的にあげています。
- ◆この「ハザードチェック7・5・3」は、母親クラブのほか、遊び場の設置・管理者、遊具の製造者、保護者・引率者・監督者に共通して利用できるような作成してあります。
- ◆遊び場の事故防止活動を行う際に、このチェックリストを利用し、必要事項を記録し、点検後の遊び場管理者(自治体担当部署)への報告の基礎資料として活用されることをお勧めします。
- ◆ボランティアの立場から、母親クラブが遊び場の事故防止活動を行う場合、先ず目で確認できるハザードチェック(劣化診断…No.13~15、基準診断…No.1,2,4)の取組が可能と考えられます。
- ◆No.3,5,6,7の項目(基準診断…③⑤⑥⑦)は、補修が可能な場合もありますが、遊具の取り替え、配置の変更などが必要であり、安全基準に適する遊び場になるまでには時間を要することが多いと考えられます。母親クラブとしては、該当する項目については、利用者・保護者等に事故防止の注意を促すことが重要と考えられます。
なお、新しい遊び場が設置されたり、現在の遊び場が改修される時に、これらの該当項目について安全性の配慮が行われることが望めます。
- ◆利用診断に関する項目(No.8~12)については、本冊子の「親と子の遊び場ハザードマップ」や「保護者・引率者へのメッセージ」を遊び場の利用者・保護者、幼稚園・保育所、児童館や小学校等に配布したり、研修会のテーマにするなどの工夫が望めます。
- ◆利用診断-⑤周囲環境…遊び場から道路への飛び出しによる交通事故防止のための項目です。また、周辺の住宅・道路から遊び場全体の様子が分かりにくい場合、子どもが遊び場で犯罪の被害にあうことも少なくありません。遊び場・遊具のハザードチェックにあわせて、周辺からみた遊び場の状況についてもチェックすることが望めます。

遊び場の名称、区分や管理者は、市区町村により異なります。また、小学校の校庭、保育所・幼稚園の園庭開放のように、普段は小学校、保育所・幼稚園の教職員によって安全点検などの安全管理が行われているものもあります。

母親クラブによる安全点検活動の対象として、普段、指導員・監視員などの職員が常駐しておらず、不特定多数の人が夜間も出入りできているようになっている遊び場に、特に重点をおくことが望まれます。

主な遊び場

特 徴

管 理 者

児童遊園

児童館とともに、児童福祉法では「児童厚生施設」と称され、保育所・児童養護施設・乳児院などとともに児童福祉施設として扱われています。

ほとんどが
市区町村

※児童厚生施設…児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、または情操をゆたかにすることを目的とする施設

※中央こどもの国（在：東京都町田市・横浜市）や県営の地方こどもの国のように、児童館と児童遊園とを総合的に設置している施設、都立児童会館・児童センターも児童厚生施設として扱われています。

※約4,100カ所のうち、わずかであるが民間が設置・運営するものがあります。

都市公園

都市公園法にもとづく公園・緑地。目的や内容により次のようなものがある。

★遊具は、街区公園に最も多く設置されているが、下記の公園にも多様な遊具が設置されています。

■街区公園…平成5年6月の都市公園法施行令一部改正まで「もっぱら児童の利用に供することを目的とする都市公園」として「児童公園」と称されていた公園

現在、街区内に居住する者（幼児・小学生を含む）の利用に供することを目的とする公園と改められ、名称も街区公園に変更

■近隣公園…主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園

■地区公園…主として徒歩圏内に居住することを供する者の利用に供することを目的とする公園

■総合公園…都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園。

■運動公園…都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園

□その他、特殊公園、広域公園、緩衝緑地、都市緑地などがあります。

ほとんどが
都道府県・
市区町村

◇法律に基づく子どものための遊び場の代表は、上記の児童遊園と街区公園（旧・児童公園。全国に約63,800カ所が設置）と言えます。また、近隣公園、地区公園などにも子どものための各種遊具が設置されていることから、部分的に子どもの遊び場ととらえることが可能です。

◇都道府県・市区町村のなかには、条例により幼児・小学生のために、子ども広場・幼児広場などの名称で遊び場を設置している例もあります。

◇特に都市部を中心に、子どもの遊び場を確保するために、都道府県・市区などの土地、河川敷・河川蓋・高架下などを遊び場として開放している例があります。

遊び場の区分と管理者

○母親クラブにより、児童館の屋外広場や保育所の園庭を点検している例もありますが、ここでは、職員が常駐していない遊び場について説明しています。

○地域の遊び場に設置される遊具等の安全点検（ハザードチェック）を行うに当たって、次のことについて、確認、調整しておくことが大切と考えられます。

①担当地域内にある遊び場の管理者はどこかを確認、整理することが必要です。管理者が市区町村の遊び場であっても、市区等により児童遊園、街区公園、その他の都市公園などの種類により、担当する部署が異なる場合があります。

※団地やマンション等の敷地内にある遊び場は、管理センターや管理組合が管理している場合が多い。

②安全点検活動を計画、実施するに当たって、遊び場の管理者に活動の目的を十分に理解してもらい、適切な助言が受けられる体制をつくるのが大切です。

また、点検活動後の報告・連絡の内容・方法についても、事前の十分な話し合い、調整が必要です。点検活動に関わる複数の課係がある場合、担当部署間での調整を依頼することも必要になってきます。※下図のA方式は、市区町村が管理する遊び場に

ついては、点検後、各母親クラブから母親クラブ担当課係に報告・連絡し、修繕、専門的な点検等が必要な場合は、児童遊園または都市公園の担当課係に連絡する方法例を示しています。

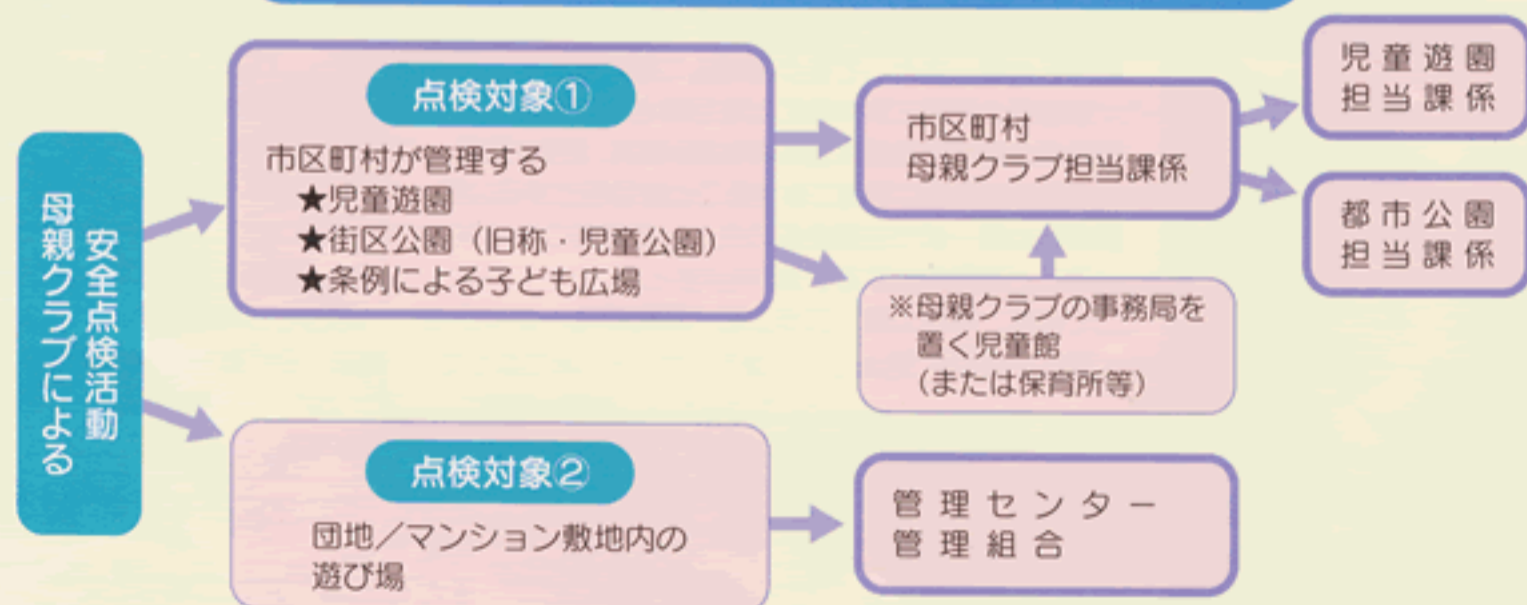
※主任児童委員や児童委員、児童館児童厚生員等の協力が得られるかについても確認、調整することが望まれます。

③母親クラブによる点検活動は、遊具などの物的ハザードに関する管理者への情報提供の目的であり、遊び場・遊具の安全管理に責任をもつものではないことについて、管理者との事前の打ち合わせの際に明確にしておくことが重要です。

④遊具やその他の設備に不具合が発見された場合など、維持管理は、原則として遊び場の管理者が行うことを明確にしておくことが必要です。

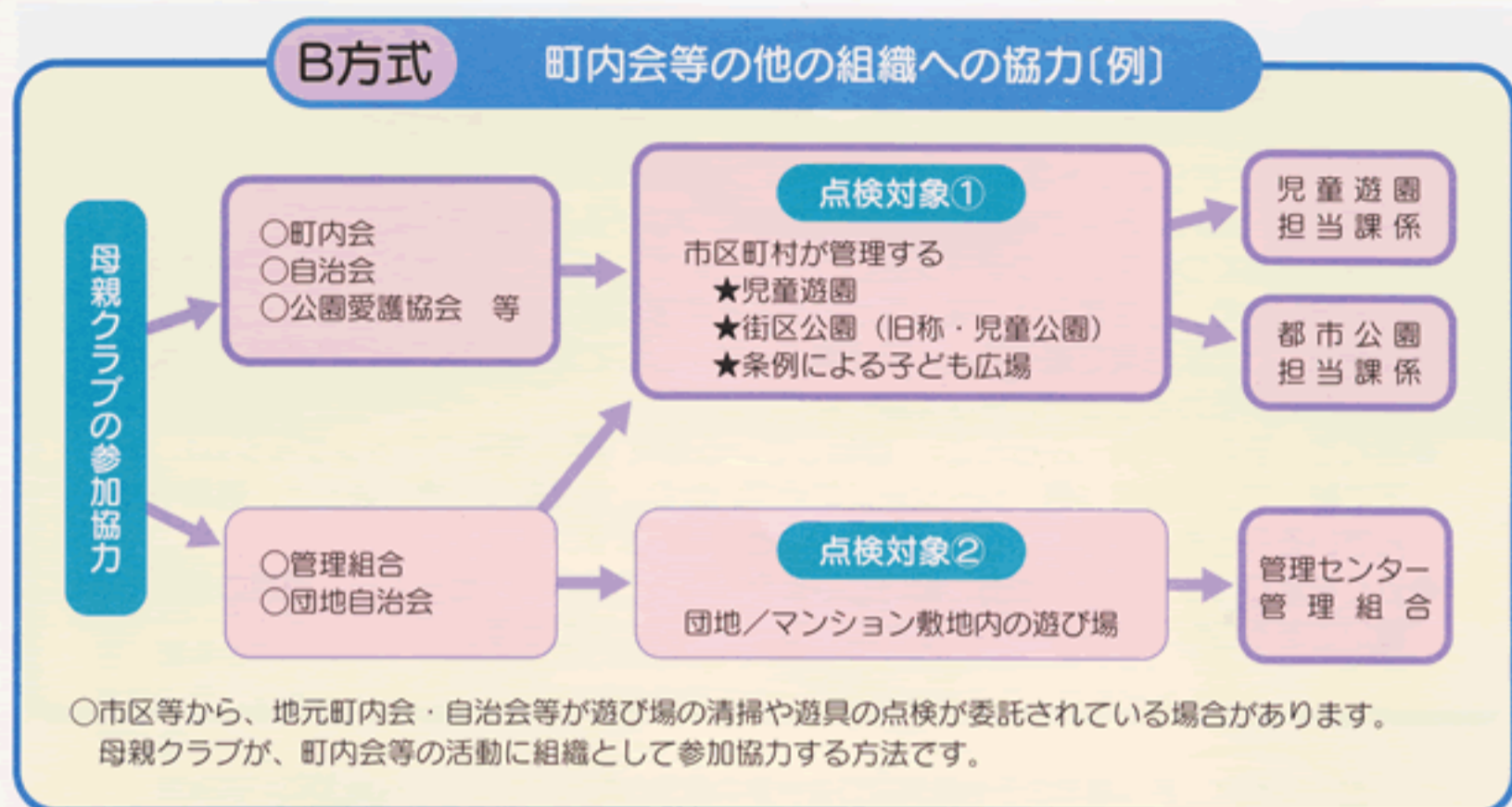
※専門的知識・技術をもたない者による修繕が新たなハザードとなる場合があります。

A方式 母親クラブ単独による安全点検活動〔例〕



※母親クラブ→事務局を置く児童館（または保育所等）→市区町村のルートは、点検後の報告・連絡先を児童館（または保育所等）とし、児童館から図のようなルートで報告する方法です。

点検後、特に修繕や専門的な点検を急ぐ必要がある場合、迅速に担当課係に連絡される方法を明確にしておくことが重要です。



平成00年00月00日

ファクシミリ送信票（またはEメールによる送信書式） 例

市役所 係 様

報告クラブ名：○○○○○
報告担当者名：○○○○○

電話番号：○○○-○○○-○○○○○
FAX番号：○○○-○○○-○○○○○

遊び場安全点検結果報告書

担当地区内の遊び場・遊具の安全点検を行いましたので、その結果について下記のように報告致します。

記

1. 安全点検活動実施月日：00月00日（○曜日） 午前・午後

2. 安全点検結果

不具合 有 無	遊び場名称	所在地	不具合な遊具・その他の設備 ※できるだけ具体的に詳しく記入		備 考
			遊具・その他の設備	状 況	
有 <input checked="" type="checkbox"/>	① ○○児童遊園	○○町1丁目			
<input checked="" type="checkbox"/> 有	② □○児童遊園	○○町3丁目	ぶらんこ	1. 座部のゴム製カバーが一部割れている。	添付写真 №1～3
<input checked="" type="checkbox"/> 有	③ △▽児童公園	▽△町2丁目	シーソー	1. シーソーの柄…2箇所にくらつき。	
<input checked="" type="checkbox"/> 有	④ ◇☆公民館内広場	◇☆町5丁目	便 所	1. ドアのノブのネジがゆるんでいる。 2. 鍵の止めネジが抜けていて、使用不可。	略図…№4
その他	1. ○○児童遊園内の排水路に、落ち葉、砂が入り込んでいて、排水不良。⑤月①日(日)、午前中に母親クラブでできる部分のみ落ち葉、砂を取り出す作業を予定している。 2. △△児童公園の鉄橋の下に、樹木の根が露出してきている。				

- ◆遊具の状態により、切り傷、擦り傷、刺し傷を負うことがあります。
- ◆子どもの衣服（首周りにある長いひも・フード）、マフラー、肩掛けカバン（通園カバン）、水筒、ポシエットなどが、遊具のパイプ・木部の先端、長く飛び出たネジ・金具やすき間・切れ込みなどに引っかかり、窒息につながる場合があります。
- ◆大きすぎるくつ・マジックテープをしっかりとめていないくつ・サンダルは、脱げやすく、転んだり、足を滑らせて高い所から落ちる原因になります。
- ◆手袋をしたまま遊具で遊ぶ時は、手が滑りやすくなって落ちたり、すべり台などではスピードをゆるめることができなくなります。
- ◆揺れている遊具（例…ぶらんこ）、回転している遊具（例…球形のジャングルジム）、上下に動いている遊具（例…シーソー）に近づいたり、その前後・横を通ると、遊具や遊んでいる子どもと接触したり、衝突することがあります。
- ◆近くを走り回っている子ども、動いている自転車・三輪車・ベビーカー、遊具の周辺に置いてある自転車・ベビーカーなどにぶつかることがあります。



- お子さまの服装、履き物、身につけているもの、手に持っている物（棒切れ・枝・ガラスびん・ロープなど）に注意しましょう。
- 首周りにある長いひも・フードのついた服は脱ぎ、首に巻いたマフラー、肩掛けカバン（通園カバン）、水筒、ポシエット、手袋はとって遊ばせましょう。
- 乳幼児が、ぶらんこ、シーソーなど揺れ動いている遊具、回転している遊具にひとり近づかないように、近くにいる大人がお互いに見守りましょう。
- 周囲の子どもの動き・遊びや自転車、三輪車・ベビーカーなどにも気を配りましょう。
- 遊具の状態（表面・ネジの飛び出し・ゆるみ・抜け落ち、ささくれ、鎖のねじれなどがないか）に気をつけましょう。
- すべり台の踊り場（上部の平らな所）や滑走面、着地する所などに、ガラスびん、石、針金・空きかん、枝などが置かれたままになっていることがあります。
お子さまが遊具で遊ぶ前に、遊具の上部や周辺に危険なものがないか確認しましょう。
- 乳児や1、2歳の幼児は、平らなところでもよく転びます。地面にガラス・プラスチックの破片、くぎ、金具、針金、石などが落ちていたら、お互いに取り除きましょう。
- ベビーカー・三輪車・自転車は、子どもが衝突しないように、遊具から離れた所に置きましょう。

「保護者・引率者へのメッセージ」を「親と子の遊び場ハザードマップ」と合わせて、遊び場を利用する乳幼児の保護者・引率者や小学生などに配布する活動が、遊具の安全点検活動とともに全国に広がることを期待されます。

児童憲章（抄）

われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境のなかで育てられる。

○すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、わるい環境からまもられる。

（昭和26年5月5日制定）

児童の権利に関する条約（抄）

第24条2-(e)

社会のすべての構成員特に父母及び児童が、児童の健康及び栄養、母乳による育児の利点、衛生（環境衛生を含む。）並びに事故の防止についての基礎的な知識に関して、情報を提供され、教育を受ける機会を有し及びその知識の使用について支援されることを確保すること。

第31条

- 1 締約国は、休息及び余暇についての児童の権利並びに児童がその年齢に適した遊び及びレクリエーションの活動を行い並びに文化的な生活及び芸術に自由に参加する権利を認める。
- 2 締約国は、児童が文化的及び芸術的な生活に十分に参加する権利を尊重しかつ促進するものとし、文化的及び芸術的な活動並びにレクリエーション及び余暇の活動のための適当かつ平等な機会の提供を奨励する。

（平成6年5月16日 条約2号）

社会福祉・医療事業団（子育て支援基金）助成（事業）
母親クラブによる遊び場の遊具の点検および事故防止活動に関する調査結果報告書

〔別冊〕 母親クラブのための 遊び場事故防止活動マニュアル

編集・発行 東京都渋谷区神宮前5丁目53-1〔〒150-0001〕
みらい子育てネット
全国地域活動連絡協議会 内
母親クラブ遊び場事故防止活動調査研究委員会
TEL：03-3797-8183

発行年 2003年3月31日

編著者

代表 荻須 隆雄（埼玉県立大学保健医療福祉学部教授）
秋山 俊一（日本公園施設業協会技術委員／株式会社中村製作所品質管理部次長）
飯野紀代子（全国地域活動連絡協議会会長）
大坪 龍太（Playground Safety Network代表）
鈴木真知子（前東京都地域活動連絡協議会会長）
三上 貴正（東京工業大学大学院情報理工学研究科助教授）
中津 秀之（関東学院大学工学部専任講師）
福井 聖子（小児科医師）
丸山 智正（日本公園施設業協会技術委員会副委員長／株式会社丸山製作所専務取締役）
矢部 正治（Playground Safety Network事務局長）
堺 誠一郎（全国地域活動連絡協議会事務局長）

本誌掲載の記事・写真等を転載する場合は、事前に当事務局にお問い合わせください。